

短期入所生活介護 望洋荘しおやさき
運営規程

社会福祉法人りんさく福社会

短期入所生活介護 望洋荘しおやさき 運営規程

第1章 総則

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人りんさく福祉会が開設する「介護老人福祉施設 望洋荘」(以下「施設」という。)が行う、指定短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な管理運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者及び職員が、要介護状態または要支援状態にある高齢者(以下「要介護者等」という。)に対し、事業における適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営・管理の方針)

第2条 事業は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

名称	短期入所生活介護 望洋荘しおやさき
所在地	福島県いわき市平豊間字合磯39番地

第2章 職員及び職務内容

(職員の種類、員数、及び職務内容)

第4条 事業に従事する従事者は、「介護老人福祉施設 望洋荘」の従事者と兼務するものとする。職種、常勤換算による員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1) 施設長(管理者) 1名
施設長は、施設の業務を掌握し、施設の維持管理及び運営を総括するとともに、職員を指揮監督する。
- 2) 医師(非常勤) 1名
医師は、診療及び保健衛生の管理指導の業務に従事する。
- 3) 事務長 1名
事務長は、上司の命を受けて、業務を総括する。
- 4) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者及びその家族に対し相談援助を行う。
- 5) 介護職員及び看護職員 30名以上 なお、看護職員は3名以上とする
介護職員及び看護職員は、日常生活上の介護、看護等の業務に従事する。
- 6) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。
- 7) 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、施設サービス計画を作成し、介護支援に関する業務に従事する。
- 8) 栄養士 1名以上

栄養士は、食事管理及び献立の作成に従事する。

9) 事務員 1名以上

事務員は、施設の庶務及び会計事務に従事する。

2 前項に定める職員のほか、必要がある場合は、その他の職員をおくことができる。

第3章 利用者定員等

(利用定員)

第5条 利用定員は5名とする。

第4章 利用者に対する施設サービスの内容及び利用料

(短期入所生活介護の内容)

第6条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- 1) 生活指導（相談援助等）
- 2) 機能訓練（日常動作訓練）
- 3) 介護サービス
- 4) 健康状態の確認
- 5) 送迎サービス
- 6) 給食サービス
- 7) 入浴サービス
- 8) その他の利用者に対する便宜の提供

(食事の提供)

第7条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好に応じた適切な栄養量及び食事内容とすること。

2 利用者の嚥下や咀嚼の状況、食欲などを考慮する。

3 食事時間は、適温に配慮し、適切な時間に提供する。食事時間は次のとおりとする。

- 1) 朝食 午前 7時30分～
- 2) 昼食 正午 12時00分～
- 3) 夕食 午後 6時00分～

4 食事の提供は、利用者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して行うように努める。

5 入居者の日常生活における食事に関する事等を、入居者が、その心身の状況に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援する。

(利用料等)

第8条 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める従来型個室により、介護報酬告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは利用者負担割合に応じた額とする。

2 前項に定めるもののほか、食事及び滞在費に要する費用の負担等を利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

- 1) 次条に規定する通常の送迎の実施地域を超えて行う送迎の費用として、通常の送迎の実施地域の境界から、片道1キロメートルごとに30円とする
 - 2) 1日の食費及び滞在費については、別紙資料による。
 - 3) 理美容代として、実費。
 - 4) その他指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明を行い、利用者又その家族の同意を得なければならない。

(通常の送迎の実施地域)

第9条 通常の送迎の実施地域は、いわき市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第10条** 利用者は、指定短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。
- 1) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
 - 2) 施設長及び従事者による安全管理上の指示には必ず従うこと。
 - 3) 介護支援専門員とよく相談し、介護サービスの利用目的を明確にした上で利用すること。
 - 4) 施設内の設備及び備品等の利用に際しては、施設長及び従事者の指示に従い十分に注意すること。
 - 5) 常備薬、保険給付の対象となっているサービス以外の介護用品等、施設長及び従事者が必要と認めたものは、持参するようにすること。
 - 6) 緊急時等の連絡先を必ず申し出ること。
 - 7) サービス利用開始時には、必ず介護保険被保険者証及び健康保険者証の提示を行うこと。
 - 8) 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

第5章 非常災害対策及び緊急時における対応

(緊急時における対応方法)

第11条 従事者は、短期入所生活介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに施設長及び主治医に報告し、その指示に従って適切に対応しなければならない。

(利用者の心得)

- 第12条** 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守し、快適で安全かつ衛生的な生活を営み、相互信頼感を保持できるように努めなければならない。
- 1) 火災の予防に努めなければならない。
 - 2) 建物、施設等を破損しない様努めなければならない。
 - 3) その他共同生活の秩序を乱すような行為をしない様努めなければならない。

(非常災害対策)

第13条 従事者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 施設長は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画をたてるものとし、施設はこの計画に基づき、毎年2回以上、避難及び救出その他必要な訓練を行う。

第6章 その他運営・管理に関する重要事項

(衛生管理等)

第14条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

- 2 施設は、施設内において感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 施設は、従事者の質的向上を図るための研修の機会を設けると共に業務体制の整備に努める。

- 2 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持することに努めること。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人りんさく福祉会と施設の施設長との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この運営規程は、平成15年12月 1日から施行する。

附 則

この運営規程変更は、平成16年 5月 2日から施行する。

附 則

この運営規程変更は、平成16年10月 8日から施行する。

附 則

この運営規程変更は、平成17年10月 1日から施行する。

附 則

この運営規程変更は、平成18年 2月 1日から施行する。

附 則

この就業規則変更は、平成19年11月 1日から施行する。

附 則

この就業規則変更は、平成27年 8月 1日から施行する。

附 則

この就業規則変更は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この就業規則変更は、平成31年 4月 1日から施行する。